

令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第2回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

	開 催 日 時	令和5年8月2日（月）14時55分～15時45分
	開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員（5名）	伊藤修平 川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（5名）	白石裕治 和るりか 日高実禎 眞下浩一 三浦辰男（敬称略）
	使用者代表委員（5名）	岩重昌勝 瀬平秀人 濱上剛一郎 本坊一浩 森山麗子（敬称略）
	事務局（4名）	中所労働局長 森川労働基準部長 松山賃金室長 松下賃金室長補佐
議 題		<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について 2 令和5年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車（新車）小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 3 令和5年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について 4 令和5年度運営小委員会に参加する関係労使について 5 その他
配 付 資 料		<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申） 2 令和5年度産業別最低賃金の改定に関する申出書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車（新車）小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 3 就業形態別労働者一人平均1時間当たり賃金（鹿児島県） 4 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移 5 最低賃金額と生活保護費の比較（令和5年度） 6 令和5年最低賃金に関する基礎調査結果 <ol style="list-style-type: none"> (1) 最低賃金引上額・率と影響率の関係表（労働者数復元）・総括表 (2) 最低賃金引上額・率と影響率の関係表（事業所数復元）・総括表 7 第4回目安に関する小委員会配布資料 8 月例経済報告（令和5年7月・内閣府） 9 経済・物価情勢の展望（令和5年7月、日本銀行） 10 鹿児島市の消費者物価指数（令和5年6月分、抜粋、鹿児島県） <p>机上配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写） ・鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）

○ 松山室長

すこし早いのですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から令和5年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を始めさせていただきたいと思えます。

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、お手元にお配りしている資料のご確認をお願いします。

青色のインデックスの資料1から資料10までの資料になります。

また、本審のみの委員の皆様には、7月24日開催の第1回県最賃専門部会の資料を配布させていただいております。ご確認をお願いいたします。

さらに、第1回本審で審議会規程、専門部会規程、審議会の公開要領の改正を承認していただきましたので改めて各規程を配布させていただいております。

最後に、目安伝達の際、中央最低賃金審議会会長によるビデオメッセージがありますので、ご視聴をお願いします。

これからの進行につきましては、松枝会長をお願いします。

○ 松枝会長

皆様こんにちは。お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から、令和5年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本審議会の成立及び会議の公開について事務局より報告をお願いします。

○ 松山室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計15名の皆様にご出席いただいておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、「会議の公開」につきまして、事務局で、本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、2名の希望者がございました。

さらに、記者の方々が取材を希望されており、ただ今ホールの外で待機しております。

以上です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

本審議会は、有効に成立しておりますので、これから審議を始めたいと思えます。

ただ今事務局から話がありましたように、本日は、傍聴と取材を希望される方々がいらっしゃいます。

審議会の公開につきましては、「会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍

聴を認めることにより行うものとする。」と規定されており、7月6日開催の第1回本審において、傍聴を認めることとしていますので、事務局は、傍聴希望者及び取材関係者を入室させていただきます。

(傍聴希望者、取材希望者入室)

○ 松枝会長

それでは、議題に入ります。

お手元の資料を1枚めくっていただきますと裏側に議題がございます。

本日の議題は、1番から5番までございますので、順番に審議していきたいと思っております。

1番目の議題は、令和5年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達についてです。

森川基準部長から答申の伝達をお願いいたします。

○ 森川基準部長

労働基準部長の森川でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局着座の上説明させていただきます。

それでは、私から、中央最低賃金審議会会長より厚生労働大臣に対する令和5年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申に関して説明させていただきます。

お配りしている資料1をご覧ください。

答申文自体に目安額の記載はありませんが、皆様報道等で既にご承知のとおり、Aランクが41円、Bランクが40円、Cランクが39円と過去最高額となっており、この目安答申の1にありますとおり、その金額について意見の一致をみるに至らなかったということでございます。続く2、3では別紙1、2の公益委員見解及び目安に関する小委員会報告について提示をし、地方最低賃金審議会では別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分に参酌した上で自主性を発揮することが期待されているところでございます。

4以降につきましては、過去最高額の引き上げであったことを踏まえ、賃上げの環境整備に関する要望が多く盛り込まれているところでございまして、まず4に関しましてはその総括的な記載となっております。続く5といたしまして、生産性の向上に向けた業務改善助成金の活用推進のための周知の徹底に関する要望の記載、6としては税制や補助金等における賃上げ企業優遇や生産性向上に向けた中小企業庁等が所管する各種補助金の強化や活用に向けた周知の記載、最後に7としまして政府の重要施策となっております、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁円滑化の取組をしっかりと強化することの記載となっております。

なお、先ほど提示のあった別紙1、2については別紙1において公益委員見解が、別紙2については労使双方の見解がそれぞれ記載されておりますので後ほどお読みいただければと存じます。

さて、このように過去最高の目安額となったこと、またそれを踏まえ各種要望を例年以上に盛り込んだこと等から、本年は先ほど紹介しましたとおり、中央最低賃金審議会の会長より各

委員の皆様あてにメッセージがあるということで、これからビデオを流しますのでご覧いただければと思います。

○ 中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、賃金についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、

賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、通常の事業の賃金支払能力についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、労働者の生計費についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの持家の帰属家賃を除く総合の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて持家の帰属家賃を除く総合4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の総合、とりわけ基礎的支出項目といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である電気・ガス価格激変緩和対策事業の影響で一定程度押し下げられております。総合では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータにつきましては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会でも提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の上げが着実に進められるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であるという考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思って

おります。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

○ 松枝会長

ただ今中央最低賃金審議会における目安答申について伝達を受けましたけれども、この点につきまして委員の皆様から何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○ 松枝会長

それでは本日の資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○ 松山室長

それでは本日の資料について、ご説明させていただきます。

まず、資料3は、就業形態別労働者一人平均1時間当たり賃金を取りまとめたものとなっております。毎月勤労統計調査の地方調査規模5人以上をもとに、常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者という就業形態別に、1時間当たりの賃金と、その前年同月比をとりまとめたものです。

中段の一般労働者と、下段のパートタイム労働者の表には、それぞれ、令和4年賃金構造基本統計調査の5から9人の規模から、男女別に1時間当たり賃金も算出しております。

資料4は、毎年2月を中心に最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しておりますが、その結果をまとめたものでございます。

資料5は、最低賃金額と生活保護費の比較、令和5年度、ですが、これは、平成29年度から厚生労働省が一括して作成しているものです。

鹿児島県の生活保護費が90,860円、令和3年度の最低賃金額821円に基づいて算出した賃金の手取額は116,435円、令和4年度の最低賃金額853円に基づいて算出した賃金の手取額は120,973円となっており、どの年度においても最低賃金額に基づいて算出した手取額の方が生活保護費を上回っているという状況にあります。

なお、令和5年度第1回県最賃専門部会の資料5②に第2回目安小委員会資料生活保護と最低賃金として、全国の資料がありますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、資料6につきまして、ご説明いたします。

この資料は、最低賃金に関する実態調査のうち、鹿児島労働局が実施主体となり実施しました、今年基礎調査の結果でございます。7月24日現在で利用可能な全てのデータを基に、すべて1円ピッチで分析を行いました。資料6の①にございますのは、労働者数で復元した結果

です。資料6の②にございますのは、事業所数で復元した結果です。労働者数復元、事業所数復元、いずれの場合であっても、最低賃金引上額・率と影響率の関係表は、2枚目の全労働者の総括表を基に作成したものでございます。

また、最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表は、引上額に対応した、引上げ後の最低賃金額と引上率、そして影響率の関係をまとめたものとなっております。

総括表には、全労働者の総括表の他に、一般労働者のみの総括表と、パート労働者のみの総括表をお付けしてございます。

今年の未満率は、労働者数復元で1.98%、事業所数復元で2.05%となっております。

昨年の未満率は、労働者数復元で1.57%、事業所数復元で1.66%でした。

資料7は、第4回目安に関する小委員会配布資料でございます。資料7の①は中賃委員からの追加要望資料として、令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移になります。資料7の②は、第1回本審の資料で、赤色のインデックス資料1の14の④に付けております足下の経済状況等に関する補足資料の更新部分を付けております。資料7の③は、同じく第1回本審の資料で、赤色のインデックス資料1の14の③に付けております主要統計資料の更新部分となります。

資料8には、内閣府が7月26日に発表しました7月の月例経済報告、資料9には、日本銀行が7月28日に発表しました7月の経済・物価情勢の展望を付けております。

資料10には、鹿児島県が8月1日に発表しました6月の鹿児島市の消費者物価指数を付けております。説明は省略させていただきますが、後ほどご確認頂ければと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問等はございませんでしょうか。

○ 松枝会長

それでは、2番目の議題に入ります。令和5年度産業別最低賃金改正に関する申出等についてです。事務局から説明をお願いします。

○ 松下補佐

産業別最低賃金の改正等につきまして、ご説明いたします。

産業別最低賃金の改正につきましては、関係労使等から、最賃法第15条第1項に基づく改正等の申出を受けて、審議に入るという形になっております。

鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、以下電気関係製造業と言わせて頂きます、が一つです。それと二つ目が、百貨店、総合スーパー、三つ目が自動車(新車)小売業の3業種について決定されております。

本年度におきましては、電気関係製造業と自動車(新車)小売業については、それぞれの業種に関する最低賃金の改正等の申出をそれぞれの労働団体から受けております。

百貨店、総合スーパーにつきましては、本年度、意向表明がありませんでした。

申出の状況につきましては、青色インデックスが付いている資料2①と資料2②のとおりでございます。

資料2①は、自動車(新車)小売業の申出書です。令和5年7月24日、自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会より申出書の提出があり、同日受理しております。

資料2②は、電気関係製造業の申出書です。令和5年7月24日、京セラ労働組合川内支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイスSUNX九州労働組合より申出書の提出があり、同日受理しております。

これらの申出書の内容を審査いたしました結果、それぞれの申出書の申し出の理由欄に記載されております使用される労働者数は、事務局がそれぞれの産業別に適用される基幹的労働者数を算定し、関係労使団体あてに通知した労働者数です。

労働協約適用の労働者数の割合は、自動車(新車)小売業は47.1%、電気関係製造業は63.4%となっています。

改正の申出の要件であります、産業別最低賃金の適用がある基幹的労働者数のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける基幹的労働者数が概ね3分の1以上であることを満たしており、申出書として問題はないものと思われます。

以上で、産業別最低賃金の改正に関する申出等についての説明を終わります。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

産別最賃については、自動車(新車)小売業、電気関係製造業から改正の申し出がなされ、申し出の要件を満たしているということでしたが、ただ今の説明につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

○ 松枝会長

それでは、自動車(新車)小売業と電気関係製造業の2つの産別最賃の改正申出につきましては、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、産別最賃の審議に関する今後の大まかなスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○ 松下補佐

産業別最低賃金に関する今後のスケジュールをご説明いたします。

本日、この後、中所労働局長から、改正の必要性の有無についての調査審議をお願いすると

いう諮問をさせていただきます。

この諮問を受けて、8月21日と8月22日に予定している運営小委員会で、先ず産業別最低賃金の改正の必要性に関する調査審議をしていただくということになります。

運営小委員会におきましては、中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会によれば、全会一致の議決に至るよう努力するものとしてされており、十分に審議を尽くしていただくために、今年度も複数回の日程を確保しているところでございます。

運営小委員会におきまして、全会一致で改正の必要性ありとの結論に至った場合は、その後に本審を開催して運営小委員会から調査審議の必要性に関する報告を受け、答申をいただくこととなります。これは、産業別最低賃金の専門部会とは異なり、運営小委員会には最低賃金審議会令第6条第5項の適用が無く、運営小委員会で結論が得られた場合には必ず、本審に審議結果を報告しなければならないとされており、

例年の流れにあてはめると、運営小委員会の後、8月下旬に開催予定の第4回本審におきまして運営小委員会の報告を受けて答申をいただいております。8月21日、22日の運営小委員会で結論が出なかった産業別最低賃金につきましては、第3回目の運営小委員会を開催し、引き続きご審議いただくこととなりますが、第4回本審までに結論に至らなかった場合には、結論が出た後に第5回本審を開催して、運営小委員会の報告を受けていただくこととなります。

その後、本審において、産業別最低賃金改正の諮問をさせていただいた後、産業別最低賃金専門部会の委員の公示を経て、専門部会を立ち上げて調査審議をお願いするということになります。産業別最低賃金の発効につきましては、基本的には年内発効というのを目標としておりますので、今年の産別最賃につきましては、10月上旬より専門部会を開催していくことを考えております。

前回の第1回本審で、運営小委員会は、1回目が8月21日14時から鹿児島合同庁舎第2会議室、こちらのほうですね、で2回目が8月22日10時から同じくこちらの第2会議室で開催すると日程だけは決定しておりますが、関係労働者の人数、それと選出方法等が決定しておりませんので、この後にご審議をお願いしたいと思っております。

以上で、産業別最低賃金に関する今後のスケジュールについての説明を終わります。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

産業別最低最賃に関する今後のスケジュールについて事務局からご説明がありましたが、こちらについて何かご質問等はございませんでしょうか。

○ 松枝会長

それでは3番目の議題に入ります。

ただ今の申出書に基づいて、令和5年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問を中所労働局長にお願いします。

○ 中所労働局長

それでは、諮問させていただきます。二つまとめてさせていただきます。

鹿労発基 0802 第 1 号、令和 5 年 8 月 2 日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。鹿児島労働局長、中所照仁。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。令和 5 年 7 月 24 日付けをもって申出代表者自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会議長吉海江俊也から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続きまして、鹿労発基 0802 第 2 号、令和 5 年 8 月 2 日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。鹿児島労働局長、中所照仁。鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。令和 5 年 7 月 24 日付けをもって申出代表者京セラ労働組合川内支部支部長中村憲志、大口電子労働組合執行委員長下小菌祐一及びパナソニックデバイス SUNX 九州労働組合執行委員長日高正仁から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

よろしく願いいたします。

（中所労働局長から松枝会長へ諮問文を手交）

○ 松枝会長

お手元にありますとおり、ただ今中所労働局長から、各産別最賃の改正の必要性の諮問を頂戴いたしましたので、本日の議題の 4 番目、令和 5 年度運営小委員会に参加する関係労使について審議したいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○ 松下補佐

はい、説明いたします。

産業別最低賃金に関しましては、先ず、運営小委員会を開催して、改正の必要性の審議を行っていただくわけですが、この運営小委員会では関係労使、オブザーバーのご意見を聞いております。

まず、これまでの流れを簡単にご説明いたします。

第 1 回本審の資料をお持ちの方は見ていただければと思いますが、赤色インデックスで資料 2 とある中の⑤中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についてと標題のある資料をご覧ください。その中の記の 2 に記載されております。

産業別最低賃金の必要性の有無に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行うと定められてお

ります。

また、資料2の③鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領の中の3の2において、関係労使の人数は同数とすると定められております。

これらを踏まえて、平成15年から関係労使が参加した運営小委員会が開催されております。本日、委員の皆様にご審議いただきたい点が3点ございます。

1点目は関係労使を各何名ずつにするか、2点目は選任方法はどのようにするか、3点目はいつまでに選任するか、という事項です。

関係労使を何名ずつにするかについて経緯を申し上げます。

昨年の第2回本審で、2つの産業別最低賃金とも労使各1名ずつとし、いずれかの参加がなくても、例えば労側だけだとか、使側だけだとか、そういった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れるということで、合意がなされました。

これらを踏まえますと、今年も、関係労使の人数を産別ごとに決めていただくとともに、関係労使は可能な範囲で参加していただき、万一参加できなかった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、あるいは受け入れないか、という点についてもあらかじめお決めいただきましたら、今後スムーズに運営できると思われましますので、よろしく願いいたします。

選任方法ですが、これまでは労使の各団体からの推薦があり、関係労使の推薦手続きは、事務局あてに任意の様式で該当する産別の件名、関係労使の所属団体、事業場名、職氏名、住所、電話番号等連絡先を記載していただいたものをメール等で推薦していただきました。

本年度も同様でよろしいか、ご確認いただきたいと思ひます。様式は任意ですが、事務局で参考の推薦様式も準備してあります。

推薦の時期につきましては、第1回本審でご説明しましたとおり、8月10日木曜日までにお願ひしたいと考えてあります。

なお、第1回本審において、1回目の運営小委員会の開催は、先ほどもご説明しました通り、8月21日14時から、第2回運営小委員会は8月22日10時から開催することで承認を得てありますが、再度、ご確認をお願いします。

以上で、説明を終わります。

○ 松枝会長

ありがとうございました。

関係労使の選任について、ただ今事務局から説明がありましたが、1つ目が、関係労使の人数を各何名にするか、また、万一参加できなかった場合の運営小委員会での結論の取扱いをどうするか、2つ目が、選任方法をどうするか、3つ目が、日程ですが、改めて第1回運営小委員会を8月21日月曜日14時から、第2回運営小委員会を8月22日火曜日10時から開催し、関係労使の推薦期限は8月10日木曜日までにしたいというご提案がございましたので、順番に確認していきたいと思ひます。その前にご質問等はございませんか。

○ 松枝会長

それではまず、1番目の関係労使の人数等に関してですが、関係労使の人数を産別ごとに何人ずつにするかということ、万一参加できなくとも、本審では運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、それとも受け入れないか、という点について、各側ご意見を頂戴できればと思っております。

労側、使側、それぞれご意見いかがでしょうか。

○ 白石委員

前年どおりでいいかと思われますので、よろしくをお願いします。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

使側はいかがでしょうか、濱上委員。

○ 濱上委員

昨年度同様で結構です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、人数につきましては、電気機械器具等製造業関係で労使各1名ずつ、自動車（新車）小売業関係で労使各1名ずつ出していただくこととします。

そして、参加については、可能な範囲で参加していただき、万一参加できなくても本審では運営小委員会での結論を受け入れて審議することといたします。

○ 松枝会長

続きまして2番目の選任方法についてですが、こちらも昨年同様でよろしゅうございますか。

（異議なし）

○ 松枝会長

最後に、関係労使の推薦期限は、8月10日までとご提案がありましたけれども、運営小委員会の日程につきましてもよろしいですかね。

（異議なし）

○ 松枝会長

ありがとうございました。では、関係労使の推薦期限を8月10日、第1回運営小委員会は8月21日月曜日14時、第2回運営小委員会を8月22日火曜日10時からとさせていただきます。

○ 松枝会長

最後に、議題5の「その他」になりますが、事務局から何かございますでしょうか。

○ 松山室長

第1回本審で、第3回本審については早期発効のために専門部会が結審した同じ日に開催させていただきたいことをお願いしております。今後の専門部会は、7月24日の第1回専門部会を除いて、8月3日木曜日、8月7日月曜日、8月10日木曜日、8月14日月曜日と4回分設定しております。専門部会で結審の可能性がある8月7日以降につきましては、本審のみの委員の皆様には、各専門部会終了後すぐに、事務局から、携帯電話やメールなどで、その日の本審開催の有無を連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、専門部会終了後、会場等を整えた後に、本審を開始するため、審議の進行によりましては、若干お待ちいただくこともございます。どうぞ、ご了承ください。

以上で、説明を終わります。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

専門部会の審議状況によっては流動的なスケジュールになりますが、皆様方のご協力のほどよろしくお願いいたします。

他にご意見等ございませんでしょうか。

○ 松枝会長

他にご意見等がなければ、最後に、議事録の確認者を指名します。労側は白石委員にお願いいたします。使側は濱上委員にお願いいたします。

以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了いたしましたので、本日の審議会はこれで終了します。ありがとうございました。